

## ウイング・ネットワーク法人会員旅行促進助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ウイング・ネットワーク法人会員である事業者（以下「事業者」という。）の役員及び社員等（以下「社員等」という。）が、のと里山空港を発着する定期便を計画的に往復利用する旅行（以下「旅行」という。）に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、搭乗率向上に資することを目的とする。

### (助成金の交付対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象となる旅行は、3人以上の社員等が同一の旅程により行う旅行とする。

2 助成金の交付対象となる旅行の出発日は、令和5年11月1日から令和6年6月30日までの期間とする。

3 搭乗機がのと里山空港以外の空港に着陸した場合又は搭乗予定機が欠航した場合については、往路若しくは復路のいずれかでのと里山空港を利用した場合のみ対象とする。

4 のと里山空港利用促進同盟会（以下「同盟会」という。）が行う他の助成金等の交付を受けた旅行及び同盟会が企画又は催行する旅行については対象としない。

### (助成金の額)

第3条 交付対象となる旅行を行った社員等1人につき5,000円の助成金を交付する。

2 のと里山空港ウイング・ネットワーク法人会員空港利用特典助成金によるスタンプカードは対象としない。

### (交付申請書の提出)

第4条 旅行を行った社員等の代表者（以下「申請者」という。）は、旅行終了後30日以内に助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、のと里山空港利用促進同盟会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業者が証明する参加者名簿
- (2) 搭乗者全員のご搭乗案内又は搭乗証明書の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 会長は申請書を審査し適当と認めた場合は、30日以内に申請者に対し助成金を交付する。

### (助成金の返還)

第5条 同盟会は、第4条による助成金を交付した後に、虚偽の申請その他不正が判明した場合は、助成金の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項による返還請求をされた事業者の社員等は、速やかに助成金を返還しなければならない。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。